

9/15
TAM

原発新規制基準

原告側「不合理」

大飯差し止め控訴審

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めをめぐる訴訟の控訴審は14日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）で第5回口頭弁論があった。

原告側は、原子力規制委員会が作った新規制基準について「不合理で安全の確保は不十分」と主張した。次回弁論は11月30日。

原告側は、新規制基準について「委員に原発関連事業出身者がおり独立性が確保されていないうえ、福島第一原発事故の原因が明らかでない状態で制定した」と指摘。内容についても「（原発設計のもとになる）基準地震動以下の地震でも重大な事故に至るおそれがあり、不十分だ」と述

べた。

関電側は、原告側が争点をまとめた「主張対照表」をもとに、主張や反論を整理して述べた。地震動の推定について誤差を検討していないとする原告側の指摘に対し「さまざまな不確かさも適切に考慮している」、福島の事故の十分な分析をしていないとの指摘には「福島の事故は津波想定などの不十分さ起因するが、大飯原発はさまざまな安全確保対策を適切に講じている」と反論した。

（新屋絵理）